

ぐんまの木のおもちゃ貸出し要領

環境森林部林業振興課は、県民が身近な木とふれあい、親しむ機会を設け、「木育」の考え方の普及や実践を促すため、次のとおり、群馬県産材のおもちゃ（ぐんまの木のおもちゃ）の貸出しを行う。

1. 貸出しをする用具

貸出しをするおもちゃは、別紙1に示すとおりとする。

2. 貸出し条件

(1) 対象者・対象行事

対象行事：営利を目的としないもので、下記のいずれかに該当する行事

- ① 県産材の普及啓発や木育を目的としたもの
- ② 子育て支援等に関するもの等

対象者：下記のいずれかに該当する所属または団体

- ① 対象行事を主催、共催、後援する庁内の各所属
- ② 対象行事を主催し、かつ、ぐんまの「木育」推進事業補助金を用いた木育活動の実績がある団体
- ③ 対象行事を主催し、かつ、群馬県木育インストラクターが所属する団体
- ④ 対象行事を主催、共催、後援する群馬県内の市町村

(2) 貸出し期間

貸出し期間は、最長で2週間程度とする。ただし、貸出期間の更新を妨げるものではない。貸出し期間及び期間の更新は、申請書の内容及び貸出し状況をもとに林業振興課で決定する。

(3) 受け渡し場所

貸出し場所は、林業振興課が指定する場所とし、受け渡し時間は、原則として、平日の9時から16時30分とする。

(4) 使用料

貸出しにかかる費用は無料とする。ただし、故意または重大な過失による用具の損傷があった場合は、使用した各所属に賠償を求めることとする。

3. 貸出し手続き

貸出しを希望する場合は、貸出し申請書（別記様式1）に必要事項を記入のうえ、林業振

興課長へ提出するものとする。林業振興課長は、貸出し申請書の内容及び貸出し状況を踏まえ、貸出しの可否を通知する。

4. 返却手続き

活動終了後、借用者は、除菌アルコールスプレーやタオル等で汚れ等を落とすとともに、貸出用具の種類と数量を確認し、実績書（別記様式2）に必要事項を記入のうえ、期限までに、貸出しを受けた場所へ返却するものとする。

5. その他

（1）活動の公開について

林業振興課が管理する木育のホームページ等で紹介することがあるため、貸出し対象の活動の様子が分かる写真を実績報告提出時に提供願います。

（2）注意事項

- おもちゃの使用場所についてはなるべく屋内とする。屋外で使用する場合には、テントの中など直射日光や雨にあたらない場所で使用すること
- 貸出し申請書に記載された目的以外での使用を禁止する。また、貸出しする用具の使用中の事故に関して、林業振興課では一切の責任を負わないものとする。
- おもちゃを借り受けた者は、活動に際して、「活動参加者へ取扱い方を説明する」「参加者の安全を確保するための指導員を適切に配置すること」等、安全管理に十分な配慮をすることとする。
- おもちゃを借り受けた者は、自らアルコール除菌剤等を用意し、活動参加者の使用前後に消毒するなどして利用者の衛生管理に十分な配慮をすることとする。